日薬発第９９号
平成２２年7月８日

都道府県薬剤師会会長　殿

日本薬剤師会
会長　児玉　孝

平成２３年度税制改正に関する要望について

本会では、次年度の国家予算及び税制改正につき毎年関係方面に要望を行っているところですが、今般、厚生労働省より、別紙１のとおり平成２３年度厚生労働省税制改正要望の提出に係る意見募集があり、本会では、６月３０日付で、別紙２のとおり要望書を提出いたしましたので、貴会におかれましても、関係方面への要望等に当たりご利用下さるようお願いいたします。

別紙1

平成２３年度厚生労働省税制改正に関する要望の募集について

平成２２年６月４日
厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室

１．目的

平成２３年度厚生労働省税制改正要望を取りまとめるにあたり、厚生労働行政に関する税制改正要望を広く募集する。

２．要望の提出期限

平成２２年６月３０日（水）正午必着

３．要望の提出方法

上記期限までに、電子メール又は郵送によりお寄せください。なお、電話・ＦＡＸでの提出には対応しかねますので、予めご了承ください。

（１）電子メールによる提出

[1] 本ページ下部よりダウンロードできる様式に氏名、住所、連絡先、要望項目名、要望内容の詳細、要望理由等を記入。参考資料があれば添付。

[2] 電子メールの件名を「平成２３年度税制改正に関する要望」として、下記メールアドレスに送付（様式の形式は、原則として word ファイル）

【メールアドレス】23zeiseikaisei@mhlw.go.jp

（２）郵送による提出

[1] 本ページ下部よりダウンロードできる様式に氏名、住所、連絡先、要望項目名、要望内容の詳細、要望理由等を記入。参考資料があれば添付。

[2] 紙媒体の上記資料に様式の電子媒体（CD-R１枚・電子媒体の形式は原則として word ファイル）を付して下記宛先まで送付。なお、いただいた CD-R については返却できませんので予めご了承ください。

【郵送宛先】〒100-8916
東京都千代田区霞が関 1-2-2　中央合同庁舎５号館
厚生労働省　政策統括官付社会保障担当参事官室
「税制改正要望担当」宛

４．留意事項

（１）要望の提出に際しては、所定の様式に従い、以下の項目について分かる範囲で簡潔にご記入ください。なお、募集する税制改正要望は、厚生労働行政に関するものに限りますのでご留意ください。

- 要望項目名
- 種別
- 要望税目
- 関係法令（条項）
- 要望内容の詳細
- 措置を必要とする期間
- 要望理由（必要性・妥当性）
- 期待される効果
- 税収の減収見込額

※参考資料あれば添付

（２）ご記入いただいた要望者名、住所、連絡先は、提出要望の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認のために使用いたします。なお、いただいた情報につきましては、厚生労働省ホームページ個人情報保護方針に準じた取扱いをいたします。

（３）いただいた要望につきましては、当省から個別のご回答はいたしかねますので予めご了承ください。

様式ダウンロード

- 様式（Word:50KB）
- 様式（PDF:103KB）

【お問い合わせ先】
厚生労働省
政策統括官付社会保障担当参事官室「税制改正要望担当」
（代）03-5253-1111　（内線）7693、7694　青木、河合

別紙2

＜様式＞

厚生労働省　政策統括官付社会保障担当参事官室「税制改正要望担当」宛

平成２３年度厚生労働省税制改正に関する要望

要望者名 （個人の場合は年齢、性別、ご職業をご記入ください。団体の場合は部署名及び担当者名もご記入ください。）	社団法人　日本薬剤師会　会長　児玉　孝
住所 （団体の場合は所在地）	東京都新宿区四谷３－３－１　富士・国保連ビル７階
電話番号	０３－３３５３－１１７０
ＦＡＸ番号	０３－３３５３－６２７０
電子メールアドレス	

要望項目名	保険調剤（社会保険診療報酬）に係る個人事業税の非課税措置について
種別	１．新しい税制措置に係るもの ２．既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
要望税目	地方税（事業税）
関係法令の条項	地方税法第 72 条の 23 の１項 地方税法第 72 条の 49 の 8 の１項ただし書
要望内容の詳細	保険調剤（社会保険診療報酬）に係る個人事業税の非課税措置（特別措置）を存続されたいこと
措置を必要とする期間	継続
要望理由 （必要性・妥当性）	・保険調剤は、調剤報酬点数表及び薬価基準という国が定めた公定価格に基づき、地域住民に社会保険診療（保険調剤）サービスを提供する、極めて公益性の高い事業であります。 ・保険調剤報酬の個人事業税に係る非課税措置は、その公益性と種々の制約を勘案して、従来より非課税措置がとられてきました。また、この非課税措置は国民医療に貢献する医薬分業を推進する上で重要な機能を果たしております。 ・これらの理由から、今後とも標記事業税の特別措置

	が継続されますよう強く要望いたします。
期待される効果	・保険薬局の経営が安定することにより、医療提供施設としてその責務をより十分に果たすことができるようになります。
税収の減収見込額	０円
備考	

平成２３年度厚生労働省税制改正に関する要望

要望者名 （個人の場合は年齢、性別、ご職業をご記入ください。団体の場合は部署名及び担当者名もご記入ください。）	社団法人　日本薬剤師会　会長　児玉　孝
住所 （団体の場合は所在地）	東京都新宿区四谷３－３－１　富士・国保連ビル７階
電話番号	０３－３３５３－１１７０
ＦＡＸ番号	０３－３３５３－６２７０
電子メールアドレス	

要望項目名	保険調剤（社会保険診療報酬）等に係る消費税について
種別	１．新しい税制措置に係るもの ２．既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
要望税目	国税（消費税法）
関係法令の条項	消費税法第６条１項、消費税法第30条２項 消費税法別表第１、消費税法施行令第14条
要望内容の詳細	保険調剤（社会保険診療報酬）等に係る消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めること
措置を必要とする期間	継続
要望理由 （必要性・妥当性）	<u>税負担の公平性</u> ・調剤報酬は、消費税導入時及び消費税額引き上げ時に、消費税対応分として引き上げが行われていますが、ＩＴ化や設備投資等は、個々の保険薬局により異なり、税負担の公平性が損なわれていると思います。 <u>仮払い金額の増加</u> ・また、処方せん発行医療機関の増加、後発医薬品の使用促進、長期処方の増加等により、保険薬局における備蓄品目、備蓄量（金額）は大幅に増加しており、仮払い状態の金額が増加しております。 <u>設備投資等の増加</u> ・保険薬局では、ＩＴ化や医療安全に係る設備機器の導入及び増改築等様々な設備投資が増加しておりますが、社会保険診療報酬対応分は仕入額控除が認められないため、保険薬局の経営上大きな負担となっております。 ・そこで、社会保険診療報酬等に対する消費税を非課税制度からゼロ税率、ないし軽減税率による課税制度に改めることにより、社会保険診療報酬等に関わる一切の消費税の負担と制度の矛盾を解消できます。
期待される効果	・税負担の公平性が担保されることになります。 ・保険薬局の経営が安定することにより、医療提供施設としてその責務をより十分に果たすことができるようになります。
税収の減収見込額	１９０億円
備考	

平成２３年度厚生労働省税制改正に関する要望

要望者名 （個人の場合は年齢、性別、ご職業をご記入ください。団体の場合は部署名及び担当者名もご記入ください。）	社団法人　日本薬剤師会　会長　児玉　孝
住所 （団体の場合は所在地）	東京都新宿区四谷３－３－１　富士・国保連ビル７階
電話番号	０３－３３５３－１１７０
ＦＡＸ番号	０３－３３５３－６２７０
電子メールアドレス	

要望項目名	薬価の引き下げに伴う在庫医薬品の資産価値減少に対応をした税制優遇措置
種別	１．新しい税制措置に係るもの ２．既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
要望税目	国税（法人税法）
関係法令の条項	法人税法第 33 条、法人税法施行令第 28 条 法人税法施行令第 68 条、第 68 条の 2
要望内容の詳細	薬価の引き下げに伴う在庫医薬品の資産価値減少に対応をした税制優遇措置を創設されたいこと 例えば、在庫価値の減少による評価損失の計上など。
措置を必要とする期間	継続
要望理由 （必要性・妥当性）	・薬価基準収載医薬品は、仕入れの時期に関わらず、調剤時の薬価による保険請求となるため、薬価が引き下げられると総売上の減少と同時に在庫医薬品の資産価値の減少にもつながっています。 （参考）平成１０年度以降の薬価改正 平成１０年度　△９．７％ 平成１２年度　△７．０％ 平成１４年度　△６．３％ 平成１６年度　△４．２％ 平成１８年度　△６．７％ 平成２０年度　△５．２％ 平成２２年度　△５．７５％

	・調剤医療費の約７３％（平成２０年社会医療診療行為別調査）を薬剤費が占めており、薬価の改正は保険薬局の維持・運営等に対する影響は大きいものがあります。 ・診療報酬等の改定と同時に実施される薬価基準改正により発生する薬価引き下げに伴う在庫医薬品の資産価値減少に対して、税制優遇措置が行われる制度の創設をお願いします。 ・具体的には、売却することで計上される損失を、保有している時点で評価損として計上することをなどです。
期待される効果	・保険薬局の経営が安定することにより、医療提供施設としてその責務をより十分に果たすことができるようになります。
税収の減収見込額	230 億円
備考	

平成２３年度厚生労働省税制改正に関する要望

要望者名 （個人の場合は年齢、性別、ご職業をご記入ください。団体の場合は部署名及び担当者名もご記入ください。）	社団法人　日本薬剤師会　会長　児玉　孝
住所 （団体の場合は所在地）	東京都新宿区四谷３－３－１　富士・国保連ビル７階
電話番号	０３－３３５３－１１７０
ＦＡＸ番号	０３－３３５３－６２７０
電子メールアドレス	
要望項目名	保険調剤（社会保険診療報酬）に係る法人事業税の非課税措置（特別措置）について
種別	１．新しい税制措置に係るもの ２．既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
要望税目	地方税（事業税）
関係法令の条項	地方税法第 72 条の 23 の１項 地方税法第 72 条の 49 の 8 の１項ただし書
要望内容の詳細	法人の薬局に関しても、調剤報酬による所得に関する事業税に関して非課税措置とすること。
措置を必要とする期間	継続
要望理由 （必要性・妥当性）	・医師及び医療法人については、社会保険診療報酬による所得に関して事業税が課税されておりません（地方税法第 72 条の 23）。 ・また、保険調剤においても、個人事業主においては、社会保険診療報酬（調剤報酬）による所得に関して事業税が課税されていません（地方税法第 72 条の 49 の 8）。 ・しかし、同じ保険調剤であっても、法人の保険薬局における所得については、当該課税除外の規定が存在せず、事業税が課せられることとなっております。 ・保険薬局は、医療提供施設として調剤報酬点数表及び薬価基準という国が定めた公定価格に基づき、地域住民に社会保険診療（保険調剤）サービスを提供しており、その公益性と種々の制約を勘案し、良質な調剤サービスを今後も維持できるよう、社会保険診療報酬による所得に関しては法人事業税の非課税措置を創設されるよう要望いたします。
期待される効果	・保険薬局の経営が安定することにより、医療提供施設としてその責務をより十分に果たすことができるようになります。
税収の減収見込額	270 億円
備考	

平成２３年度厚生労働省税制改正に関する要望

要望者名 （個人の場合は年齢、性別、ご職業をご記入ください。団体の場合は部署名及び担当者名もご記入ください。）	社団法人　日本薬剤師会　会長　児玉　孝
住所 （団体の場合は所在地）	東京都新宿区四谷３－３－１　富士・国保連ビル７階
電話番号	０３－３３５３－１１７０
ＦＡＸ番号	０３－３３５３－６２７０
電子メールアドレス	

要望項目名	一般用医薬品に係る消費税
種別	１．新しい税制措置に係るもの ２．既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
要望税目	国税（消費税法）
関係法令の条項	消費税法第４条１項、消費税法第６条１項 消費税法別表第１
要望内容の詳細	一般用医薬品に係る消費税を非課税ないし軽減税率に改めること
措置を必要とする期間	継続
要望理由 （必要性・妥当性）	・現在、一般用医薬品は、購入時に消費税（５％）が課税されていますが、一般用医薬品は、疾病の治療、症状の改善、生活習慣病等に伴う症状発現の予防、健康の維持・増進等を目的とするものであります。 ・また、近年、医療用医薬品の有効成分の一般用医薬品への転用（いわゆるスイッチ化）が進んでいます。中には、医師の確定診断がついた疾患の再発時等のみに消費者が薬局におけるアドバイスの下で購入できる一般用医薬品も増加しています。 ・このように、国民にとって一般用医薬品等は医療、健康の保持・増進等のために必要なものであり、社会的政策配慮から、非課税ないし軽減税率に改めることを要望します。

期待される効果	・国民が必要な医薬品を購入しやすくなることにより、疾病の予防、健康増進につながることになります。
税収の減収見込額	５００億円
備考	

平成２３年度厚生労働省税制改正に関する要望

要望者名 （個人の場合は年齢、性別、ご職業をご記入ください。団体の場合は部署名及び担当者名もご記入ください。）	社団法人　日本薬剤師会　会長　児玉　孝
住所 （団体の場合は所在地）	東京都新宿区四谷３－３－１　富士・国保連ビル７階
電話番号	０３－３３５３－１１７０
ＦＡＸ番号	０３－３３５３－６２７０
電子メールアドレス	

要望項目名	保険調剤（社会保険診療報酬）に係る所得税の源泉徴収を撤廃について
種別	１．新しい税制措置に係るもの ２．既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
要望税目	国税（所得税法）
関係法令の条項	所得税法第 204 条１項３号、所得税法第 205 条 所得税法施行令第 322 条
要望内容の詳細	保険調剤（社会保険診療報酬）に係る所得税の源泉徴収を撤廃すること
措置を必要とする期間	
要望理由 （必要性・妥当性）	・個人で経営している保険薬局などが社会保険診療報酬支払基金から得る診療報酬に関しては、所得税法上、（当該月分の報酬額－20 万円）×10%を源泉徴収されております。 ・当該年度の確定申告を行うことにより、すでに源泉徴収された税額が控除されることにはなりますが、保険薬局の経営は年々厳しさを増しており、調剤報酬に占める薬剤費の割合も７０％を超える中で、毎月の資金繰り上、運転資金が枯渇する事態も起こりうる状況となっております。 ・特に設備投資など多額の支出の計画がある場合、当該源泉徴収制度は足かせにもなっており、保険調剤に係る源泉徴収制度は撤廃されるよう強く要望いたします。
期待される効果	・個人薬局の資金繰りが安定することにより、医療提供施設としてその責務をより十分に果たすことができるようになります。
税収の減収見込額	０円
備考	税収への影響については、源泉徴収を止めても、確定申告により所得税を納付するので影響はない。

平成２３年度厚生労働省税制改正に関する要望

要望者名 （個人の場合は年齢、性別、ご職業をご記入ください。団体の場合は部署名及び担当者名もご記入ください。）	社団法人　日本薬剤師会　会長　児玉　孝
住所 （団体の場合は所在地）	東京都新宿区四谷３－３－１　富士・国保連ビル７階
電話番号	０３－３３５３－１１７０
ＦＡＸ番号	０３－３３５３－６２７０
電子メールアドレス	

要望項目名	医療安全に資する医療機器等に係る税制優遇措置（特別償却制度）について
種別	１．新しい税制措置に係るもの ２．既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
要望税目	国税（租税特別措置法）
関係法令の条項	租税特別措置法第 45 条の２の１項、 租税特別措置法施行令第 28 条の 10 租税特別措置法施行規則第 20 条の 17 の１項、２項、
要望内容の詳細	医療安全に資する医療機器等に係る税制優遇措置（特別償却制度）について保険薬局もその対象とすること
措置を必要とする期間	継続
要望理由 （必要性・妥当性）	・医療安全に資する医療機器等についての税制優遇措置は、「医療保健業」を対象としており、薬局は日本標準産業分類では「医薬品小売業」に分類されているため対象に含まれておりません。 ・しかし、調剤過誤は医療機関に限るものではなく、保険薬局における調剤過誤を防止するためには医療機関と同様に医療安全に資する医療機器等を導入することが有効であり、購入負担を軽減し、これら機器の導入を促進することは、医薬品に係る医療事故を減少させる上で有益であると考えられます。 ・これらの理由から、医療安全に資する医療機器等に係る税制優遇措置（特別償却制度）について保険薬局も対象にしていただきますよう要望します。
期待される効果	・医薬品に係る医療事故を減少させることができます。 ・保険薬局の経営が安定することにより、医療提供施設としてその責務をより十分に果たすことができるようになります。
税収の減収見込額	不明
備考	

平成２３年度厚生労働省税制改正に関する要望

要望者名 （個人の場合は年齢、性別、ご職業をご記入ください。団体の場合は部署名及び担当者名もご記入ください。）	社団法人　日本薬剤師会　会長　児玉　孝
住所 （団体の場合は所在地）	東京都新宿区四谷３－３－１　富士・国保連ビル７階
電話番号	０３－３３５３－１１７０
ＦＡＸ番号	０３－３３５３－６２７０
電子メールアドレス	

要望項目名	中小企業等基盤強化税制における取得最低金額の引き下げについて
種別	１．新しい税制措置に係るもの ２．既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
要望税目	国税（租税特別措置法）
関係法令の条項	租税特別措置法第 42 条の７の１項、 租税特別措置法施行令第 27 条の７
要望内容の詳細	中小企業が設備投資を行った場合の税制優遇措置として代表的なものに「中小企業投資促進税制」と「中小企業等基盤強化税制」があるが、その最低限度額について引き下げをお願いします。
措置を必要とする期間	継続
要望理由 （必要性・妥当性）	・薬局が設備投資を行った場合の税制優遇措置として代表的なものに「中小企業投資促進税制」と「中小企業等基盤強化税制」等があります。 ・しかし、その最低限度額は、 「中小企業投資促進税制」 機械・装置取得時１６０万円以上 器具・備品取得時１２０万円以上 「中小企業等基盤強化税制」 機械・装置取得時２８０万円以上 器具・備品取得時１２０万円以上 「情報基盤強化税制」 取得価格７０万円以上となっています。 ・多くの薬局は、規模が小さいため購入する機械・装置、器具・備品等は、最低限度額に届かないことが多く、「中小企業等基盤強化税制」等を利用することができません。「中小企業等基盤強化税制」等における取得最低金額の引き下げを要望します。
期待される効果	・保険薬局の経営が安定することにより、医療提供施設としてその責務をより十分に果たすことができるようになります。
税収の減収見込額	不明
備考	

平成２３年度厚生労働省税制改正に関する要望

要望者名 （個人の場合は年齢、性別、ご職業をご記入ください。団体の場合は部署名及び担当者名もご記入ください。）	社団法人　日本薬剤師会　会長　児玉　孝
住所 （団体の場合は所在地）	東京都新宿区四谷３－３－１　富士・国保連ビル７階
電話番号	０３－３３５３－１１７０
ＦＡＸ番号	０３－３３５３－６２７０
電子メールアドレス	

要望項目名	雇用促進支援のための新たな税制度を創設すること
種別	１．新しい税制措置に係るもの ２．既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
要望税目	国税（所得税法）
関係法令の条項	所得税法第２条１項の33、所得税法第83条 所得税法第83条の２の１項、３項、 所得税法第89条１項
要望内容の詳細	配偶者所得に関する所得税の課税方法や課税率等を含めた税制の改正要望
措置を必要とする期間	継続
要望理由 （必要性・妥当性）	・昨年の６月に公表された、「安心と希望の医療確保ビジョン」において、医療機関に勤務する薬剤師が医薬品の安全確保や質の高い薬物療法への参画を通じてチーム医療における協働を進め、資質の向上を図るとともに医師等の負担軽減に貢献するために、雇用の促進を行うことが示されています。 ・薬剤師全体に占める女性の割合は約６１％を占めており、パート勤務の薬剤師も多くいます。既婚者の場合には、現行、税制上の制約から就労しにくい状況も発生していることを踏まえ、女性の社会進出、雇用促進の観点から配偶者所得に関する所得税の課税方法や課税率等を含めた税制の改正を要望します。

期待される効果	・チーム医療における協働を進め、資質の向上を図ることができる。 ・医師等の負担軽減に貢献することができる。 ・雇用の促進を行うことができる。
税収の減収見込額	不明
備考	